

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障害者自立支援給付の支給・地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、障害者自立支援給付の支給・地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県小野市長

## 公表日

令和4年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付の支給・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具)の支給可否と程度の判断を行い、支給決定された方に、決定通知と共に障がい福祉サービス受給者証を通知する。 また、地域生活支援事業では、障がいのある人がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行う。
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 汎用オンライン申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者福祉サービスファイル (2)自立支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 108、109、110の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3  【情報提供】 1 番号法第19条第8号 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)が「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 16、26、56の2、57、87、116の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒675-1380  
兵庫県小野市中島町531番地  
小野市役所 市民福祉部 社会福祉課  
TEL(0794)63-1011

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月26日	②所属長の役職名	社会福祉課長 横山 成彦	社会福祉課長	事後	
令和1年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 16、26、56の2、57、87、109、116の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 108、109、110の項</p>	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二、同条第8号第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 108、109、110の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)が「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 16、26、56の2、57、87、116の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2</p>	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	—	全部追加	事後	
令和3年4月23日	I-7 請求先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地	事後	
令和3年4月23日	I-8 連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地	事後	
令和3年9月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二、同条第8号第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 108、109、110の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)が「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 16、26、56の2、57、87、116の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2</p>	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法第19条第8号 別表第二第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 108、109、110の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法第19条第8号 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)が「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 16、26、56の2、57、87、116の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2</p>	事後	
令和4年12月16日	I-1 ③システムの名称	<p>1. 障害者福祉システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p>	<p>1. 障害者福祉システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p> <p>4. 汎用オンライン申請システム</p>	事後	